

告 示

埼玉県告示第七百六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年七月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―三―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市緑区大字上野田字向原四百七十六番一 外五十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百十四・五六立方メートル